札幌ハーモニカ倶楽部会則

（名称及び事務局）

第1条　この会は、札幌ハーモニカ倶楽部と称し、事務局を代表宅に置く。

（目的）

第2条　この会は、明るく楽しいハーモニカ合奏団として、人々の心に響く音楽を提供し、ハーモニカ音楽の限りない発展と音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条　この会の構成は会員、特別会員とする。

（1）会員　この会の目的に賛同し、会費を納入して、会の活動に常時参加する個人

（2）特別会員　この会の目的に賛同し、会の運営、活動に協力する個人

（総会）

第5条　総会は、代表が招集し、毎年1回開くほか、必要の都度、臨時に開くことができる。

2　総会は、会員の過半数の出席で成立し、次のことを審議し、出席会員の過半数の承諾を得なければならない。

（1）事業計画及び予算の決定

（2）事業報告及び決算の承認

（3）役員の選出

（4）会則の変更

（5）その他必要な事項

（役員）

第5条　この会に次の役員を置く。

（1）代表　　1名

（2）幹事　　若干名

（3）監事　　2名以内

2　役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3　代表は、総会において選出し、幹事、監事は、代表が指名する

4　代表は、この会を代表し、その運営にあたり、幹事は、代表を補佐する。

5　監事は、会の会計その他運営状況を監査し、総会に報告する。

（役員会）

第6条　この会に代表、幹事、監事をもって構成する役員会を置き、この会則に定めるほか運営に必要な事項を決める。

（議事録）

第7条　総会、役員会の議事録（議案を含む）は、1年間保存し、会員は、いつでも閲覧できるものとする。

（会計）

第8条　この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2　会費は、月2、000円とする。

3　会員は、原則として次の経費を自己の負担とする。ただし、役員会において必要と認めたときはその一部又は全部を会の負担とすることができる。

（1）自己専用の楽器、付帯機器の購入費

（2）演奏会参加のための旅費、交通費、ガソリン代

（3）親睦会、演奏会打ち上げ等の会食費

（4）舞台衣装の購入費

4　この会の会計年度は、1月1日から12月末日までとする。

（事故の責任）

第9条　この会の行事等にかかる事故については、会員は、会の役員その他の者に対して一切の責任を求めないものとする。

2　会員は、事故による損害の負担を軽減するため「ボランティア保険」への加入を義務とする。

（付則）

この会則は、平成27年10月24日から運用する。